

予防行政

予防行政の意義・役割①

過去（昭和～平成初期）の火災事例とその対応

- 昭和40年代～平成初期には、**ホテル、百貨店等大規模集客施設**において多数の犠牲者を伴う火災が発生。
- 火災の教訓を活かすため、**スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの設置基準を順次強化**。
- 昭和49年には、消防用設備等の設置基準について、**既存建物への遡及適用**を実施。
- 「**防火管理者制度**（S35～）」や「**適マーク制度**（S56～）」の創設など、ソフト面における火災予防体制も整備。

出火年月	火災名	延べ床面積 (㎡)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	火災を踏まえた主な対応	
S23.7 消防法制定						
S33.2	東京宝塚劇場火災	15,764	3	25	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火管理者制度の創設 ● 消防用設備等の技術基準の創設 	S35.7 消防法改正
S41.3	水上町菊富士ホテル火災	7,465	30	29	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同防火管理制度及び防災規制の創設 ● 自動火災報知設備等の基準強化 【自火報】<旅館等>既存建物へ遡及適用 	S43.6 消防法改正
S43.11	神戸市旅館池之坊満月城火災	11,258	30	44		S44.3 消防法施行令改正
S47.5	大阪市千日デパートビル火災	25,924	118	81	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火管理体制の強化 【防火管理者選任】<百貨店等>50人→30人 ● スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の基準強化 【SP】<複合用途>用途毎判断→特定用途3,000㎡ 【自火報】<複合用途>用途毎判断→500㎡(特定用途300㎡) 	S47.12 消防法施行令改正
S48.11	熊本市大洋デパート火災	19,074	100	124	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防用設備等の設置基準の既存建物への遡及適用 ● スプリンクラー設備等の基準強化 【SP】<百貨店等>11階以上の階→11階建以上の建物全体 ● 防火管理に係る措置命令権の創設 	S49.6 消防法改正 S49.7 消防法施行令改正
S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	3,582	45	22	● 適マーク制度の創設(運用)	
S57.2	千代田区ホテルニュージャパン火災	46,697	33	34		
S62.6	東村山市松寿園火災	2,014	17	25	<ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備等の基準強化 【SP】<社会福祉施設の一部>6,000㎡→1,000㎡ 	S62.10 消防法施行令改正
H2.3	尼崎市長崎屋百貨店火災	5,140	15	6	<ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備等の基準強化 【SP】<百貨店等>6,000㎡→3,000㎡ 	H2.6 消防法施行令改正

予防行政の意義・役割②

近年の火災事例とその対応

- 近年は、**比較的小規模な施設・事業所や雑居ビル**において多数の犠牲者を伴う火災が頻発。
- 火災動向を踏まえ、**社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備や自動火災報知設備の設置基準等を強化**。併せて、パッケージ型自動消火設備や水道連結型スプリンクラー設備、無線式自動火災報知設備に係る措置など**情勢の変化や技術の進展等にも対応**。
- 「**防火対象物定期点検報告制度**(H14～)」や「**違反對象物公表制度**(H26～)」の導入など、ソフト面における対策も強化。
- 住宅火災による死者数の増加を踏まえ、**住宅用火災警報器の設置・維持を義務付け**(H18～)。

⇒ **これまでのハード・ソフト両面における予防行政の努力の積み重ねにより、火災による被害の軽減が実現**

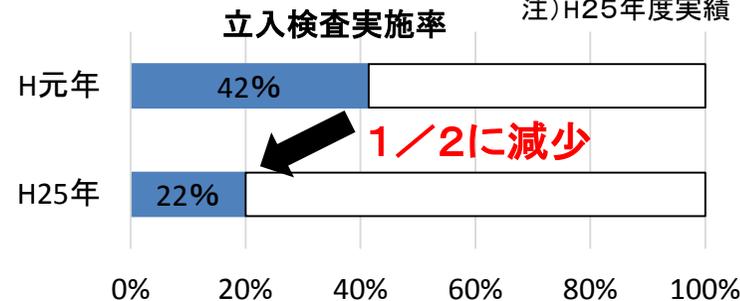
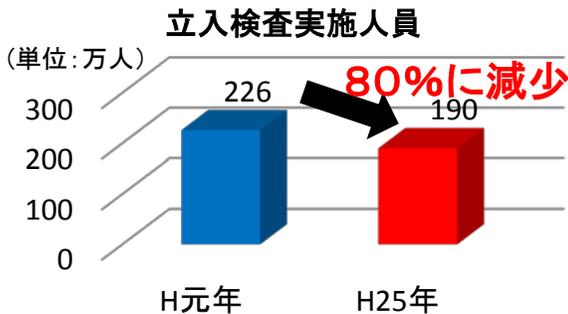
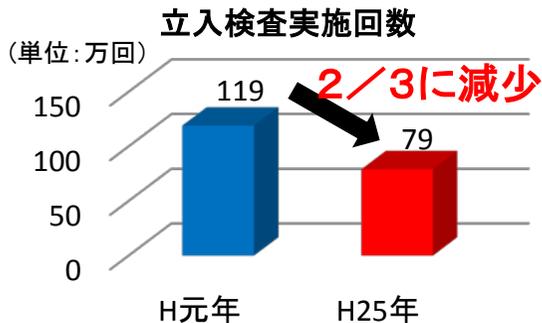
出火年月	火災名	延べ床面積(m ²)	死者数(人)	負傷者数(人)	火災を踏まえた主な対応	
H13.9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	516	44	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火対象物の定期点検報告制度の導入 ● 自動火災報知設備の基準強化 【自火報】<複合用途>500m²(特定用途300m²)→300m² ● 立入検査権限の強化、消防吏員への命令権限の付与 	H14.4 消防法改正 H14.8 消防法施行令改正
H18.1	大村市グループホーム火災	279	7	3	<ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の基準強化 【SP】<社会福祉施設の一部>1,000m²→275m² 【自火報】<社会福祉施設の一部>300m²→0m² ● 防火管理体制の強化 【防火管理者選任】<社会福祉施設の一部>30人→10人 	H19.6 消防法施行令改正
H19.1	宝塚市カラオケボックス火災	218	3	5	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動火災報知設備等の基準強化 【自火報】<遊興のための個室店舗>新たに義務付け 	H20.7 消防法施行令改正
H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	1,318	15	10		
H21.3	渋川市老人ホーム火災 (3棟)	388	10	1		
H24.5	福山市ホテル火災	1,361	7	3	<ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の基準強化 【SP】<社会福祉施設の一部>275m²→0m² 【自火報】<旅館等>300m²→0m² 	H25.12 消防法施行令改正
H25.2	長崎市グループホーム火災	582	5	7		
H25.8	福知山市花火大会火災	—	3	56	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外イベントでの火気器具使用時等に消火器の準備を義務付け 	
H25.10	福岡市有床診療所火災	682	10	5	<ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備等の基準強化 【SP】<病院等の一部>3,000m²→0m² ● 違反對象物の公表制度の導入(運用) 	H26.10 消防法施行令改正

平成元年と比べて平成25年の 防火対象物数は1.4倍に増加

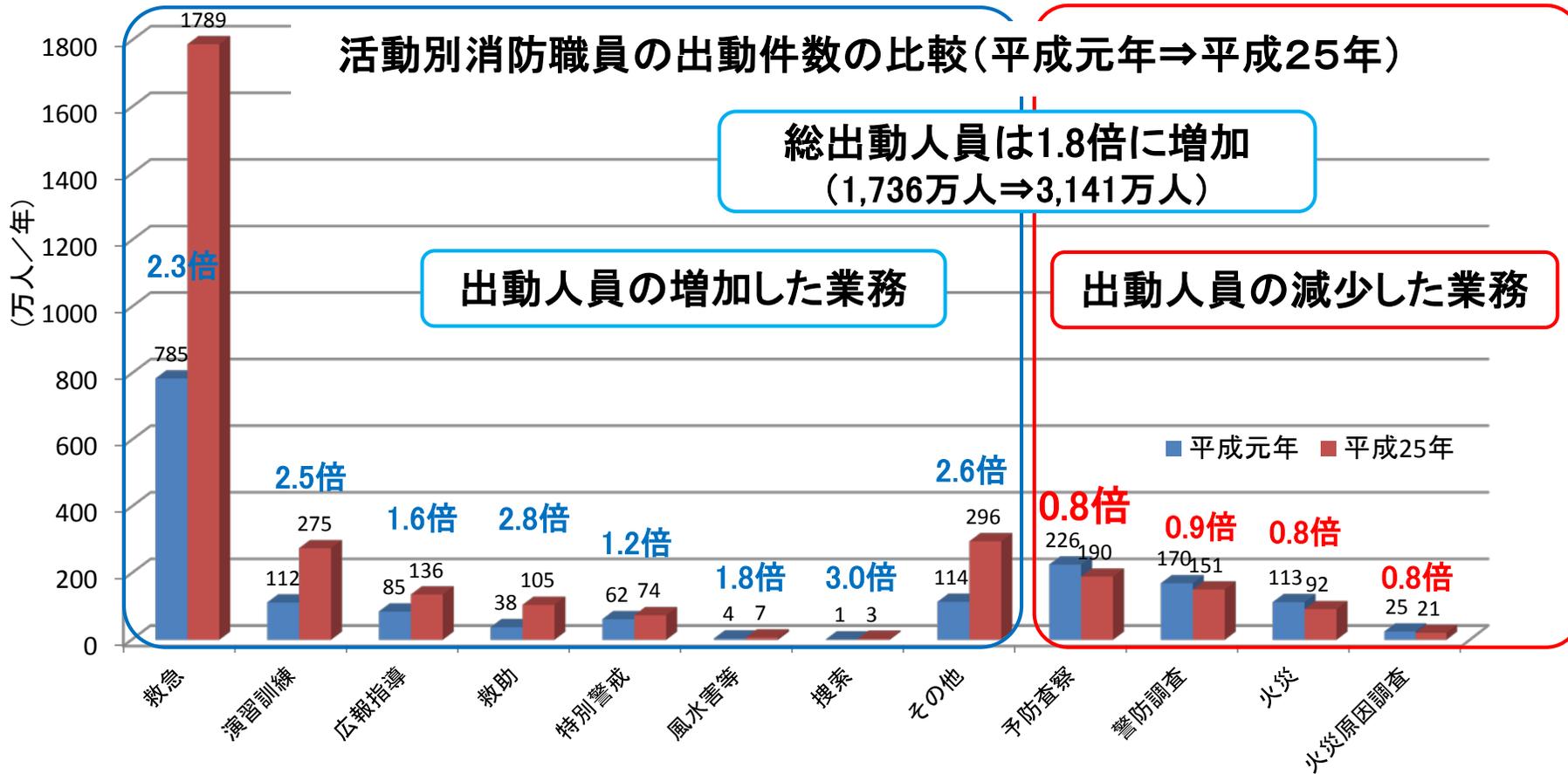
(292万棟⇒400万棟)

	大都市	中核市	その他	全国
立入検査実施率	30% (33万/110万)	27% (16万/59万)	17% (40万/231万)	22% (89万/400万)

注)H25年度実績



活動別消防職員の出動件数の比較(平成元年⇒平成25年)



立入検査に係る消防本部間の広域的な連携・協力

消防の広域化及び消防の連携・協力に関する答申(H29.3月消防審議会)

- 高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ることが必要。
- 予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要。
- 中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることが可能。

➤「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」(H28.2月)において、以下の指摘。

- ・予防査察の出向延人員は減少し、予防査察の実施率も半減。
- ・今後更に予防体制が縮小されると予防業務の着実かつ適切な執行に支障を来し、建物火災による死者の増加を招く危険性。

➤「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」^{注)}(H28.3月)において、「職員の派遣」「協議会」「事務の代替執行」について期待される効果、想定される課題・留意事項を整理。

(注) 「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」(H25.6月消防審議会)において、「業務対応能力の向上に関する取組については、既に違反是正支援アドバイザー制度として、専門的知見を持つ者により実地教育を行う取組が行われているが、これに加え、消防本部間での事務委託の活用や一時的に業務量が増加する場合の職員派遣などにより、大規模消防本部及び国・県等を通じた広域的な補完、応援体制の整備を図ることが必要」との指摘。

【消防庁が行う消防本部の支援策】

○違反是正支援アドバイザー制度(充実・強化)

違反是正に関する知識・経験を有する大規模消防本部等の職員を「違反是正支援アドバイザー」として委嘱し、全国の消防本部へ派遣し、違反是正推進に係る助言や研修支援。

○違反是正実務研修

小・中規模消防本部の職員を大規模消防本部等が受け入れ、違反是正推進に係る研修を実施。

○弁護士事業

全国9都市に相談弁護士を配置し、消防本部における違反是正推進のための法的支援(アドバイス)を実施。

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、職員派遣、相互応援協定、協議会や事務の代替執行などの仕組みを、各地域における予防業務の実情等に応じて活用することにより、広域的な圏域での連携・協力等を図っていく必要。

- 大都市等の消防本部による片務的な支援となることが想定されるため、大都市等の消防本部の理解・協力をどう求めていくかが課題。
- 違反是正支援アドバイザー制度等(「職員の派遣」)の活用が有効。

全国消防長会予防委員会における要望を受けて対応

〔違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化を図るため、東京・指定都市に加え、各都道府県にアドバイザーを配置。〕



立入検査の効率化・重点化の方策案（検査要員の育成・増員）

1 立入検査の教養シミュレーション動画の活用

京都市消防局では、新任査察員に対し、訓練施設の有無にかかわらず、よりリアルな実践型教育を行える教材として、実在事業者での査察のシミュレーション動画を作成し、その効果を検証している。

このような教養シミュレーション動画について、全国の消防本部で活用できるものを東京消防庁・政令市消防本部へ協力依頼し、各用途ごとに実際の査察で指摘する可能性の高いものや注意すべき点や知っておくべき知識等を盛り込んだ以下の教養シミュレーション動画を作成してはどうか。

《作成する動画》

- ・特定防火対象物の立入検査
- ・消防法第5条の3による物品除去命令
- ・消防法第16条の5の規定に基づく危険物施設の立入検査
- ・適正かつ効率的な立入検査を実施するための事前検討要領

2 警防職員を活用するための育成方法

以下の取組は、特に有効だと考えられるため詳細を確認し、その取組を全国に周知してはどうか。

- ・採用後3年未満の警防職員に対し、各署予防課員が指導者となり、合同で立入検査を実施。
- ・査察に対する苦手意識が払拭されるように研修カリキュラムにはシミュレーションを多く取り入れ、科目ごとに効果測定を実施。
- ・警防隊員まで理解しやすい細部まで明記したマニュアルの作成。

3 再任用職員の活用

以下の消防本部における再任用職員の活用状況を全国の消防本部に周知してはどうか。

- ・予防技術資格者等の消防法令に精通した再任用職員が、予防業務経験が浅い消防職員や警防職員と合同で立入検査を行い、助言等することで職員の育成を図っている。
- ・予防課の火災調査、違反是正担当や、署予防係として、これまでの経験を生かし、実際の現場への出向や困難な事案の解決などを若手予防職員とともに取組み、若手の人材育成を図っている。
- ・予防教養研修の講師を担ってもらう。